

# はじめに

## ～職員のみなさんへ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体の施設から発生する温室効果ガスを削減するための計画（事務事業編）を策定することが義務付けられていることから、魚沼市では、平成 22(2010)年 3 月に「魚沼市環境配慮実践プラン 魚沼市地球温暖化防止計画（事務事業版）」を策定し、温室効果ガスを平成 27(2015)年度までに平成 20(2008)年度比 6%の削減を目標として取組を進めてまいりました。

このたび、平成27(2015)年度での第一次計画期間終了や、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等により、国のエネルギー政策や温暖化対策を取り巻く状況が変化したことに伴い、「第2次魚沼市地球温暖化防止実行計画（事務事業編） 魚沼市環境配慮実践プラン」を策定いたしました。

今世界では、地球温暖化による気候変動等により、大規模な自然災害の発生や、自然環境の変化を引き起こしています。

私たちの暮らしに欠かせない水や、食料、木材などは自然の恵みであり、多くの生きものの繋がりによって支えられています。私たち人類の活動の影響により、生きものたちの絶滅のスピードは、自然の速度の 1,000 倍になっているといわれています。

国の第 4 次環境基本計画においても、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の総合的な達成をあげています。

こうした社会を達成するためには、私たちの行動が地球の温暖化防止や環境保全につながっていることを認識し、事業所として地域の核となり率先的に行動していくことが必要です。

温室効果ガス排出量の大幅削減にあたっては、低炭素化に向けた施策を今後も推進していくことが必要であり、この実践結果については、引き続き内外へ向けて公表してまいります。

職員のみなさん、ぜひ一丸となって取組みを推進してください。

平成 28 年 3 月

魚沼市環境配慮実践統括責任者

魚沼市長 **大平悦子**

## 魚沼市環境配慮実践プラン

### 目次

#### ● 第1章 計画の基本的な考え方

1	国内外の情勢	3
2	計画の目的	3
3	計画の基本方針	3
4	計画の対象範囲	4
5	計画の期間（第2期）	5

#### ● 第2章 温室効果ガス排出等の実態

1	平成26年度エネルギー使用量の実態	5
2	平成26年度温室効果ガス排出量の実態	6

#### ● 第3章 実践する取組みと目標

1	温室効果ガス排出量の抑制	9
2	エネルギー使用量の管理と削減	10
3	環境に配慮した契約・グリーン購入の推進	10
4	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	11
5	職員の個別行動指針の策定	11

#### ● 第4章 計画の推進体制

1	計画推進体制の構築	12
2	推進体制における担当者の役割	12
3	評価の方法	13
4	成果の公表	13
5	計画の見直し	13

#### ● 巻末資料

○	調査項目一覧	14
○	魚沼市LED照明導入指針	15
○	魚沼市グリーン購入基本方針	16
○	魚沼市グリーン購入調達方針	17
○	エコドライブ10か条	19
○	魚沼市ごみの分類(7種類11分別)	20

## ● 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 国内外の情勢

我が国における地球温暖化対策では、京都議定書に基づき、温室効果ガスの排出量を「平成20（2008）年から平成24（2012）年までに平成2（1990）年比6%削減」、その後、「2050年までに現状比60～80%削減」という中長期目標が掲げられていました。

しかし、東日本大震災の影響による原子力発電所の停止などにより、平成32（2020）年の削減目標を、平成17（2005）年度比3.8%減に変更されました。

そして、平成27年7月に、平成25（2013）年度を基準に、平成42（2030）年度には、二酸化炭素の排出量を26%削減する新たな方針が発表され、12月にフランスのパリで行われたCOP21において約束草案が提出されました。一方で平均気温温度の上昇を2℃以内に抑制するという長期目標の達成には、約束を超える更なる削減目標が必要であることが指摘されています。今後も世界が歩調を合わせ、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。

### 2 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」では、各自治体における事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について定めることが義務付けられています。

魚沼市では、平成22（2010）年3月に「魚沼市環境配慮実践プラン」を策定し、市役所の率先取組を掲げ、平成27年度までに、平成20年度の排出量と比較して6%削減することを目標に、温室効果ガス削減を進めてきました。

しかし、平成26（2014）年度の排出量は、平成20（2008）年度と比較して0.9%の増という結果となっています。

今回、同プランを改定するにあたり、自ら排出する温室効果ガスの削減をより一層図るとともに市役所が率先して取り組むことで、市民・事業者等の取組を助長することを目的として本計画を策定します。

### 3 計画の基本方針

計画の目的を達成するため、以下の基本方針により取組を策定します。

- (1) 温室効果ガス排出量の抑制  
温対法に基づいた温室効果ガスの排出抑制を図ります。
- (2) エネルギー使用量の管理と削減  
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づいたエネルギー使用量の管理と削減を図ります。
- (3) 環境に配慮した契約・グリーン購入の推進

環境配慮契約法及びグリーン購入法に基づいた環境配慮契約とグリーン購入の推進を図ります。

(4) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、分別の徹底により廃棄物のリサイクルを推進します。

(5) 職員の行動指針の策定

上記の取組みを推進するため、職員の行動指針を定めます。

#### 4 計画の対象範囲

市の事務事業における、温対法、省エネ法に基づく施設、設備を対象としますが、防犯灯など、公共の福祉に重大な影響を与える恐れがある施設については一部除外とし、次表のとおり定めます。

ただし、除外施設であっても環境配慮への原則を適用し、温室効果ガス排出量等の調査は実施することとします。

○対象施設

会計(部局名)	大分類	中分類	小分類	施設名称	件数
普通会計(市長部局)	市民文化系施設	集会施設	公民館等	中央公民館ほか	17
		文化施設	図書館	小出郷図書館ほか	2
			文化会館	小出郷文化会館	1
			文化財	旧目黒家住宅ほか	3
	社会教育系施設	博物館等	博物館・資料館	宮柵二記念館ほか	5
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	体育館等	小出郷総合体育館ほか	15
			プール	小出北部プールほか	3
			野球場・運動広場	青島野球場ほか	17
	産業系施設	産業系施設	温泉施設	ふれあい交流センターこまみほか	13
			観光施設	大自然館ログハウスほか	11
			農業振興施設	湯之谷多目的交流施設ほか	11
			公衆便所	へつり公衆便所ほか	12
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢福祉施設	広神老人憩の家ほか	3
		保健施設	保健センター	湯之谷保健センターほか	3
	行政系施設	庁舎等	庁舎	市役所小出庁舎ほか	6
			消防施設	消防署	消防本部・消防署ほか
		その他行政系施設	その他行政系施設	堀之内防雪サブセンターほか	16
	公園	公園	公園	宮柵二記念館前公園ほか	56
	供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場	エコプラント魚沼	1
			その他供給処理施設	バイオマス利活用施設	1
その他	その他	職員住宅	堀之内教員住宅ほか	11	
		その他	銀山平格納庫ほか	7	
					216

普通会計(教育委員会部局)	学校教育系施設	学校	小学校	堀之内小学校ほか	9
			中学校	堀之内中学校ほか	6
		給食センター	給食センター	小出学校給食センターほか	4
		その他	その他	守門スクールバス車庫	1
	子育て支援施設	幼稚園・保育園	幼稚園・保育園	堀之内なかよし保育園ほか	9
幼児・児童施設		幼児・児童施設	魚沼市子育て支援センターほか	6	
					35
病院部局	病院等	病院等	医療施設	守門診療所ほか	4
					4
公営企業部局	公営企業部局	公営企業施設	公営企業施設	ガス水道庁舎ほか(上、下水、ガス含む)	374
					374

※施設については、条例、公共施設総合管理計画、財産台帳より抽出。ただし公営企業についてはH26エコサス登載施設の数値を引用しています。

※施設の改廃については随時見直しをします。

## ○指定管理施設

会計(部局名)	大分類	中分類	小分類	施設名称	件数
普通会計(市長部局)	市民文化系施設	集会施設	公民館等	小出郷福祉センター	1
			スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	体育館等
	産業系施設	産業系施設	野球場・運動広場		薬師運動広場ほか
			温泉施設	薬師温泉センターゆ〜パーク薬師ほか	8
			観光施設	自然活用総合管理施設深雪の里ほか	3
			農業振興施設	入広瀬生きがいセンターほか	5
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢福祉施設	堀之内老人憩の家ほか	10
			その他福祉施設	小出ボランティアセンター	1
		障害者施設	障害福祉施設	わかあゆ社ほか	2
	公園	公園	公園	月岡公園ほか	8
その他	その他	斎場	魚沼市斎場ほか	2	
				46	
病院部局	病院等	病院等	医療施設	小出病院ほか	2
					2

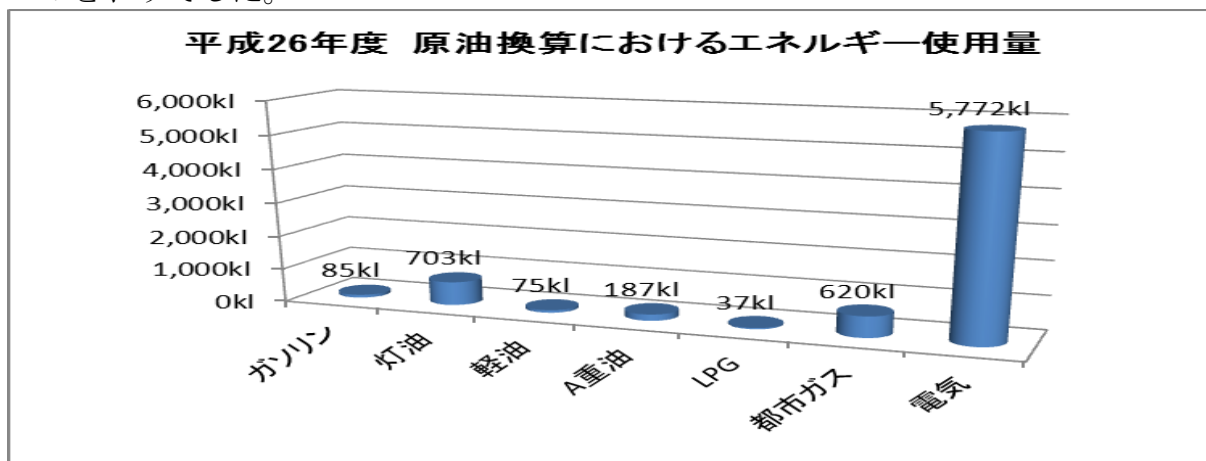
## 5 計画の期間(第2期)

本計画は、平成28(2016)年度から平成32(2021)年度の5年間を第2期の計画期間とします。

## ● 第2章 温室効果ガス排出等の実態

### 1 平成26年度エネルギー使用量の実態

平成26年度における施設及び車両が使用したエネルギー使用量は下のグラフのとおりでした。



省エネ法の規定により、事業者ごとに原油換算で年間1,500klを超えてエネルギーを使用する場合には、一定の義務（エネルギーの実態把握、エネルギー使用状況届出書の提出など）が課されます。

本市の平成26年度における原油換算エネルギー使用量は、7,479klでした。

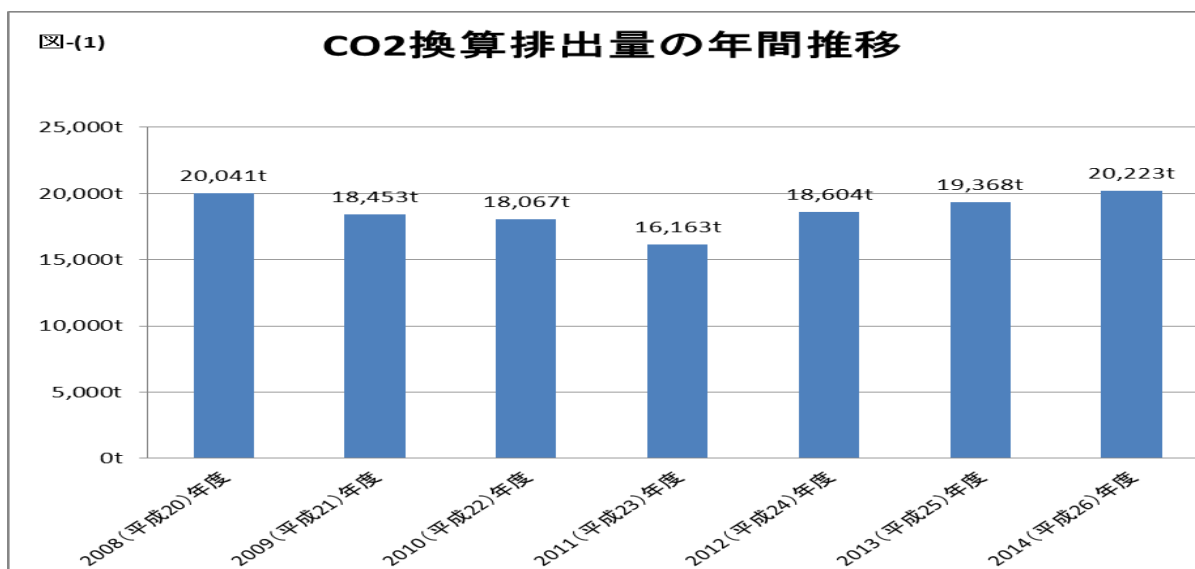
## 2 平成26年度温室効果ガス排出量の実態

エネルギー使用量を温室効果ガス排出量として二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算した場合の実態は図-(2)、図-(3)のグラフのとおりで、総排出量は17,315tでした。

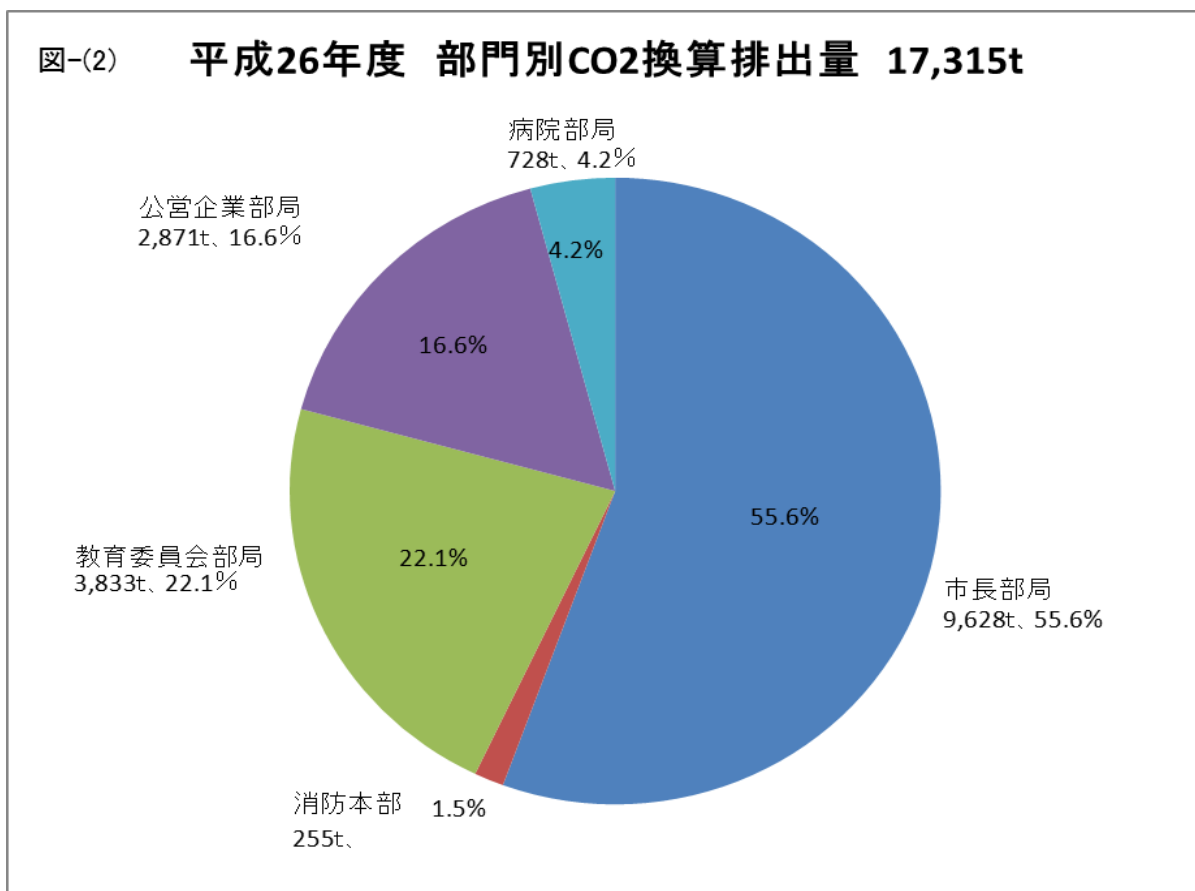
また、環境省ガイドラインに準拠したエネルギー以外の排出源を加えた総排出量は(4)の表及びグラフのとおりで、20,223tでした。

排出量の増減は、目標の6% (1,203t)の削減に対し、0.9% (181t)の増となり、目標は達成できませんでした。原子力発電所の稼働停止による電気の原単位が大きくなったことに加えて、近年、電気への依存度が高くなっていることも、温室効果ガスの排出量が増加している要因と考えられます。

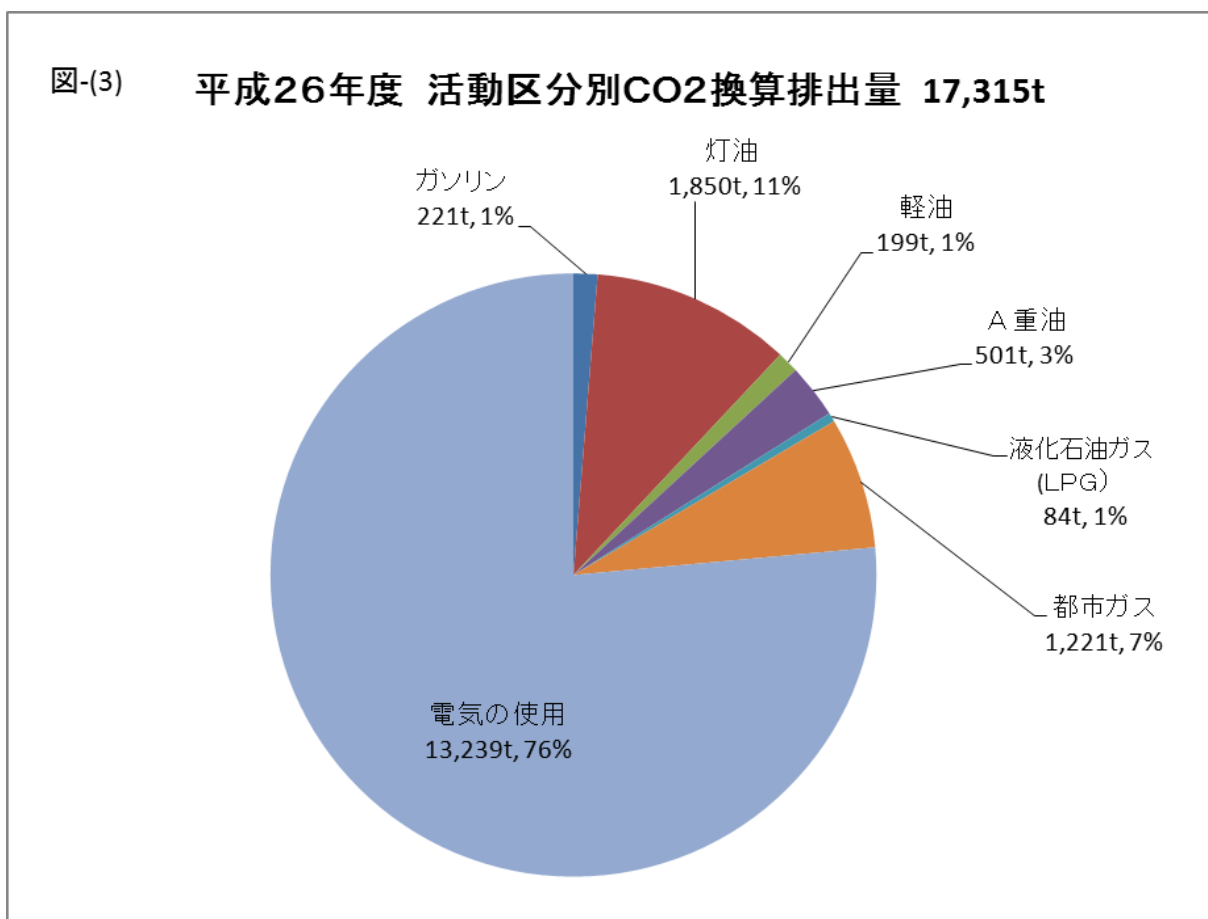
(1) CO<sub>2</sub>換算排出量の年間推移…図-(1)



(2) エネルギー使用に係る部門別排出量・・・図-(2)

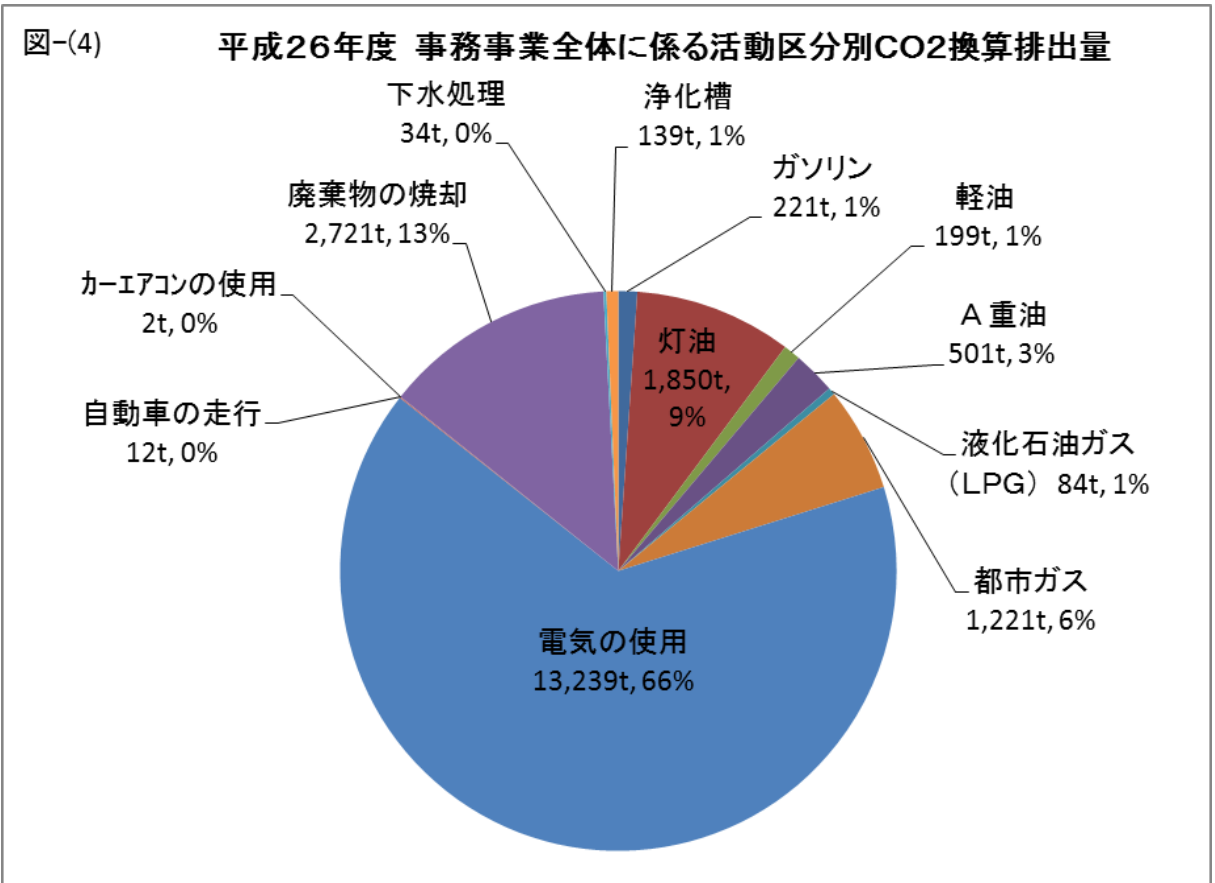


(3) エネルギー使用に係る活動区分別排出量・・・図-(3)



(4) ガイドラインに準拠した活動区分別排出量（CO<sub>2</sub>換算後）・・・図-（4）  
 ガイドラインに準拠して、図-（3）に廃棄物の焼却と下水・浄化槽の処理に係る排出量を加えた市が直接行う事務事業の総排出量は、CO<sub>2</sub>換算で20,223tでした。内訳は下の表、グラフのとおりです。

平成26年度 活動区分別CO <sub>2</sub> 換算排出量・エネルギー使用量						
活動の区分		単位	年間活動量	CO <sub>2</sub> 換算排出量(t)	エネルギー由来CO <sub>2</sub> 比率(%)	事務事業合計比率(%)
燃料の使用	ガソリン	L	95,491	221	1.3%	1.1%
	灯油	L	743,008	1,850	10.7%	9.1%
	軽油	L	76,974	199	1.1%	1.0%
	A重油	L	185,004	501	2.9%	2.5%
	液化石油ガス(LPG)	kg	27,848	84	0.5%	0.4%
	都市ガス	m <sup>3</sup>	547,618	1,221	7.0%	6.0%
電気の使用		kWh	22,438,390	13,239	76.5%	65.5%
エネルギー由来合計				17,315	100.0%	85.6%
自動車の走行		km	1,497,105	12		0.1%
カーエアコンの使用		台	181	2		0.0%
廃棄物の焼却 (一般廃棄物)	湿潤量	湿t	16,587	312		1.5%
	うち廃プラスチック乾重量	乾t	871	2,409		11.9%
下水処理量(終末処理場)		m <sup>3</sup>	493,501	34		0.2%
浄化槽		人	7,131	139		0.7%
事務事業合計				20,223		100.0%



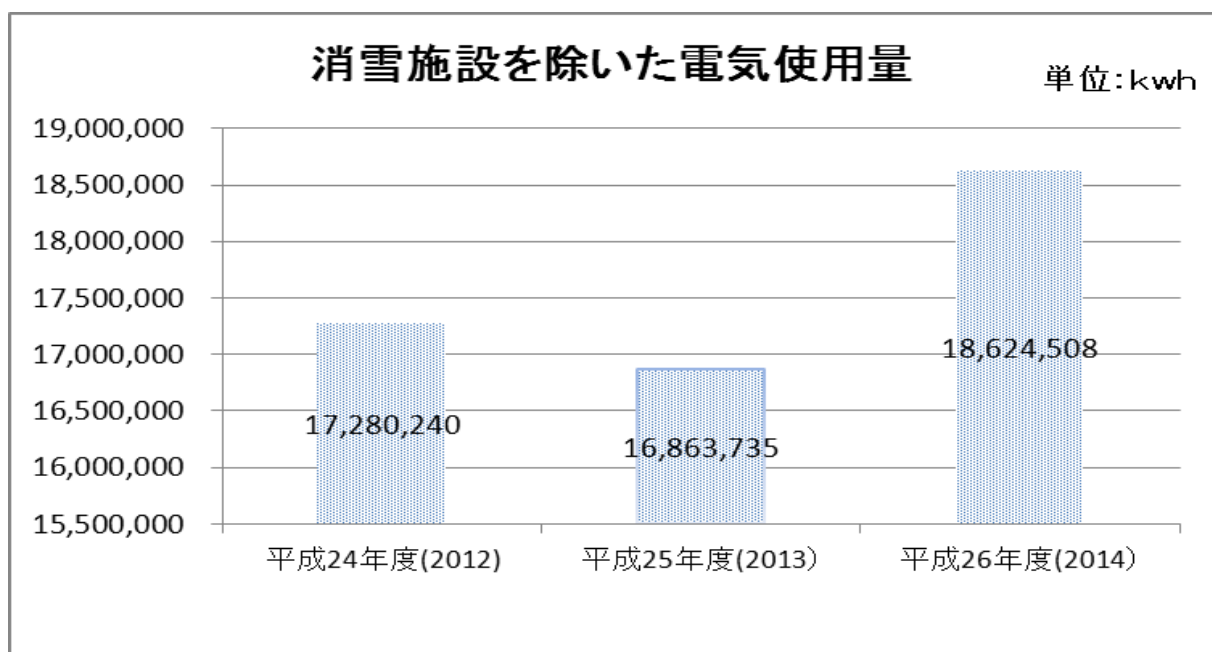
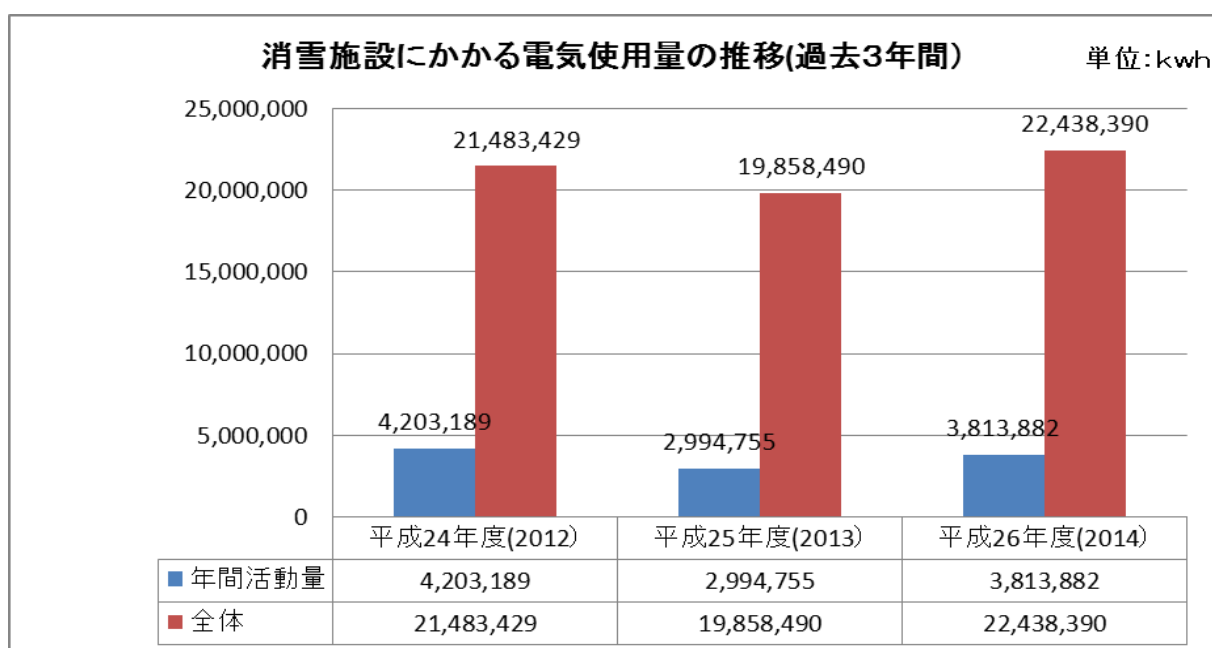


## ● 第3章 実践する取組みと目標

### 1 温室効果ガス排出量の抑制

第2章2-(4)の排出量を、平成42(2030)年度までに、平成25(2013)年度(以下基準年度という。)と比較して26%削減するため、中間目標として消雪施設を除く※全ての施設から排出される温室効果ガスの総量を平成32(2020)年度までに基準年度と比較して9%の削減を目指します。

※消雪施設の電気使用量は全体に占める割合が大きく、冬期間における積雪等により大きく左右されるため除く。



## 2 エネルギー使用量の管理と削減

### (1) 施設、設備の運用指針

- ・省エネ法に基づいた施設、設備の管理標準を策定します。
- ・冷房は外気温 28℃以下では運転しないこと。設定温度は 28℃とし、利用の終了 10 分前には運転を停止すること。
- ・暖房は外気温 15℃以上では運転しないこと。設定温度は 18℃とし、利用の終了 10 分前には運転を停止すること。
- ・施設の運営上支障のない照明の点灯はしないこと。
- ・使用しない電気設備や電気器具のコンセントは抜いておくこと。
- ・給湯器は必要最小限の温度設定とし、使用量を控えること。
- ・その他、管理者の創意工夫によりエネルギー使用量の削減を図ること。

### (2) 施設の営繕

- ・施設の大規模改修、新設を行うときは、可能な限り屋根、外壁、窓などの断熱工事を設計仕様に盛り込むこと。また、同時に太陽光発電やペレットボイラー等の新エネルギー設備の導入を検討すること。
- ・エネルギーを消費する器具や設備を更新する際は、省エネ型を選択すること。特に、LED 式照明器具については、魚沼市 LED 照明導入指針に基づき積極的に導入すること。

### (3) 公用車管理

- ・公用車を計画的に低公害車に切り替えるとともに利用の抑制を図ります。自動車を運転するときはエコドライブ<sup>\*</sup>に配慮します。(※巻末資料「エコドライブ 10 か条」参照)
- ・公用車の更新に際しては、電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス車などの低公害車の導入を推進します。
- ・市内 2 km 以内の移動は自転車の利用を心がけます。
- ・単独での出張は公共交通機関の利用を心がけます。
- ・公用車での出張の際は、相乗りを心がけ、低公害車を利用します。
- ・公用車の運転に際してはエコドライブを実践します。

## 3 環境に配慮した契約・グリーン購入の推進

- ・「魚沼市グリーン購入基本方針」を遵守し、物品の購入に際しては、環境負荷が少ない物品の購入を行い、各部署において実績の管理や、消耗品等の在庫管理を実施し、無駄遣いの抑制を図ります。(※巻末参考資料「魚沼市グリーン購入基本方針」参照)
- ・環境配慮契約法の趣旨を理解し、委託や工事の発注に際しては環境負荷の低減に配慮した仕様による契約の締結に努めます。

## 4 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

### (1) 分別の徹底による廃棄物の抑制

- ・施設ごとに分別コーナーを設置し、市が定める7種類11分別<sup>\*</sup>を徹底します。
- ・規模の大きい庁舎等は施設管理責任者の判断によりフロアごとに分別コーナーを設置します。(※巻末資料「魚沼市ごみの分別区分(7種類11分別)」参照)
- ・個人、部署ごとのゴミ箱を撤去し、直接分別することにより、リサイクルの推進を図ります。

### (2) イベントにおける環境配慮

- ・市が行うイベントは環境に配慮し、廃棄物をできるだけ発生させない運営を行います。
- ・発生した廃棄物はできるだけリサイクルが可能なように分別します。
- ・新潟県カーボンオフセット制度<sup>\*</sup>の活用を検討します。(※利用料金等に乗せするなどしてその資金を植林整備等に充て、事業から排出されたCO<sub>2</sub>を相殺する制度)
- ・その他、環境負荷を極力抑えた運営形態を心がけます。

## 5 職員の個別行動指針の策定

### (1) 通勤におけるノー・マイカーデー、エコドライブの推進

- ・通勤距離が2kmに満たない職員は、原則マイカー通勤をしません。
- ・マイカーで通勤する職員は、毎月第3水曜日をノー・マイカーデーに指定し、実情に応じて可能な限り公共交通機関等を利用して通勤します。
- ・指定日以外であっても、マイカー使用の抑制に努めます。
- ・第3章-3(2)に準じ、マイカーの運転に際してはエコドライブを心がけます。

### (2) 事務室の節電

- ・昼休みはお客様の来訪に不都合のない範囲で、事務室内を消灯します。
- ・昼休みは職務に支障のないパソコンの電源を切ります。
- ・退庁時は、パソコン、コピー機など電気製品のプラグをコンセントから抜いて待機電力の消費を抑制します。
- ・扉のない通路にカーテンを施したり、窓ガラスに遮熱フィルムを貼るなどして室内の断熱効果を高めます。
- ・足元ヒーター等、個人の電気製品は使用しません。
- ・電気ポットは使用を止めるか、消費ロスの少ない運用を行います。
- ・施設種別ごとの実情に応じて、上記に係る運用マニュアルを策定します。

### (3) クールビズ、ウォームビズの徹底

- ・衣服等の調整による体感温度調節を行い、第3章-2(2)により冷暖房の使用を抑制します。

### (4) 時間外勤務の削減、会議時間の短縮

- ・時間外勤務を抑制し、就業時間後の一斉退庁を心がけます。特に、毎週水曜日、金曜日のノー残業デーを遵守します。
- ・休日、夜間の会議は極力開催せず、開催する場合は2時間以内の終了を目標とし、照明・冷暖房設備の使用は必要最小限に止めます。

#### (5) 印刷物の削減と環境配慮

- ・資料の共用に努め、無用なコピーは行いません。
- ・電子ファイルやメモを活用し、無用な印刷を行いません。
- ・紙回覧等による周知は控え、電子掲示板機能を極力活用します。
- ・資料、チラシ等を50枚以上印刷するときは印刷機を使用します。
- ・庁内の資料のコピーに際しては、白黒コピーを原則とします。
- ・会議資料等のコピーに際しては、A4両面コピーを原則とします。
- ・部内資料のコピーに際しては、ミスコピーの裏面使用を徹底します。
- ・印刷物を外注するときは、紙については古紙パルプ配合率75%以上、インクについては植物油インクの使用を義務付けます。
- ・不要となった印刷物はリサイクルに回し、燃やせるごみで排出しません。

#### (6) 職員を中心とした家庭、地域における実践

- ・実践から得た知識、経験を、個々の家庭においても活かし、率先して地域に拡大します。

## ● 第4章 計画の推進体制

### 1 計画推進体制の構築

本計画の実行に際しては、組織、職員個人が自覚を持って取り組み、目に見える成果をあげるとともに、市民・事業者への普及啓発を推進しなくてはなりません。そのために、次の推進体制を構築します。

### 2 推進体制における担当者の役割

- (1) 環境配慮実践統括責任者（市長）
  - ・温室効果ガスの排出抑制、エネルギー使用量の削減の方針、計画の策定を行います。
  - ・計画の推進、評価、公表を行います。
- (2) 環境配慮実践推進事務局  
(総務課総務管理室、環境課環境対策室)
  - ・計画の運用や見直し、進捗状況の集計、管理等に関する事務を行います。
- (3) 環境配慮実践推進員  
(各室（課）、施設等各1人)

- ・各室（課）、施設等の中心となって、計画の個別的、具体的な活動を推進し、点検を行います。
  - ・各室（課）、施設等のエネルギー排出量のとりまとめを行います。
- (4) 全職員
- ・計画に基づいて、一人ひとりが主体的に計画の個別的、具体的な活動に取り組めます。

### **3 評価の方法**

実践プランに基づいて、達成状況を評価します。

### **4 成果の公表**

年1回、市報やホームページを通じて成果を公表します。

### **5 計画の見直し**

計画期間が満了する平成32(2021)年度に次期計画を策定し、本計画の見直しを行うこととしますが、目標の達成状況や国内外の情勢が変動したときは、関係する部分について随時見直しを行い、その都度職員に周知します。

## ● 巻末資料

### 調査項目一覧

	評価項目	対象	備考
1	温室効果ガスの排出量を9%削減する。	本計画が対象とする全施設、車両	
2	施設の換気や気温等の変動を考慮のうえ、外気温が夏季は28℃を超えない日、冬季においては15℃以上の日は、空調を運転しない。	全ての部署、施設	
3	空調の設定温度は、夏季は28℃、冬季は18℃とし、利用の終了10分前には運転を停止する。	全ての部署、施設	
4	使用していないエリアは空調を停止する。	全ての部署、施設	
5	施設の運営上支障のない照明は点灯しない。	全ての部署、施設	
6	昼休みにお客様の来訪に不都合のない範囲で事務室を消灯する。	全ての部署、施設	
7	施設の大規模改修時や機器の更新時に新エネ導入又は省エネ改修を行う。	全ての部署、施設	
8	低公害車、低燃費車へ切り替える。	全ての部署、施設	
9	エコドライブを実践する。	全ての部署、施設、全職員	
10	魚沼市グリーン購入基本方針、同調達方針に基づいて物品を購入する。	全ての部署、施設	
11	イベント実施時の廃棄物の発生を減らし、発生した廃棄物はリサイクルが可能なように分別する。	全ての部署、施設	
12	ノー・マイカーデーの実施（毎週第3水曜日）	全職員	
13	長時間（30分以上）席を離れるときは、パソコンの電源を切るか、スタンバイモードにする。	全職員	
14	週末の退庁時にパソコンやコピー機等のコンセントを抜く。	全職員	
15	クールビズ、ウォームビズを徹底する。	全職員	
16	ノー残業デーの実施（毎週水曜日、金曜日）を徹底する。	全職員	
17	両面コピー、裏面コピーを徹底する。	全職員	
18	ごみの分別を徹底する。	全職員	
19	個人用ごみ箱を撤去する。	全職員	
20	地域、家庭でも率先して実施する。	全職員	

## 魚沼市LED照明導入指針（平成24年11月22日策定）

### 1 目的

この指針は、「魚沼市環境配慮実践プラン（魚沼市地球温暖化防止実行計画（事務事業版））」（平成22年3月）及び「魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成24年3月）に基づいて、公共の用に供する施設におけるLED照明普及のための施策に関する基本事項を定め、LED照明の普及を図ることにより温室効果ガスの排出量を低減し、地球温暖化対策に貢献することを目的とする。

### 2 用語の定義

この方針で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「LED照明」とは、発光ダイオード（LED（Light Emitting Diode の略））を使用した照明器具をいう。
- (2) 「公共の用に供する施設」には、自治会や団体等が管理している防犯灯や商店街街路灯、アーケード照明、道路照明、屋外広告物照明等を含む。

### 3 推進方針

- (1) 公共施設における率先導入

市は、公共施設における照明設備に、率先してLED照明を導入するものとする。

- ① 新築、建て替えを予定する施設

原則として、全ての照明をLED照明とする。

- ② 改修、修繕、更新を予定する施設

安定器及び器具の交換が必要な場合は、原則としてLED照明に更新する。

- ③ その他の施設

LED照明の導入について、特定財源を活用できる施設や、効果が極めて大きいと認められる施設については、LED照明を導入する。

- ④ 導入にあたっての留意事項

ア 施設の維持管理計画や費用対効果、温室効果ガスの排出抑制効果等を十分検討したうえで、可能な限り照明のLED化を図ることとする。

イ ①、②の施設について、施設内全ての照明にLED照明の導入が困難と判断される場合は、次のいずれかに該当する設備を優先してLED照明を設置することとする。

- ・点灯時間が長いなど、消費電力量のより大きな照明設備
- ・高所にあるなど、交換が困難な照明設備

ウ LED照明設備について、電磁波対策がなされていること、補償期間・内容、維持管理手法等を十分確認すること。

エ 製品の今後の規格化の動向による技術的適合性や安定供給の可否等を見きわめたうえで、導入を判断するものとする。

- (2) その他施設における普及

公共施設以外の公共の用に供する照明設備については、管理者はLED照明の導入、更新に努めるものとする。

市は、LED照明の普及を促進するために、支援の実施と支援制度の拡充を図るもの

とする。

(3) 啓発活動

市はLED照明の普及を推進するために啓発を行うものとする。

4 その他

本方針は、社会経済情勢の変化、照明技術の革新等にあわせて柔軟に見直しを図るものとする。

5 運用開始日

この指針は、平成25年4月1日から運用する。

**魚沼市グリーン購入基本方針（平成18年4月1日策定）**

1. 趣 旨

地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変革していくことが不可欠である。

平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、地方公共団体もグリーン購入の推進に努めることが求められていることから、魚沼市においても環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）について検討されてきた。市の事務・事業等におけるグリーン購入を一層推進するため、平成18年4月より「魚沼市グリーン購入基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

(1) 購入する前に必要性を十分に考える。

(2) 資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

- ・ 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ・ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ・ 長期間の使用ができること。
- ・ 再使用が可能であること。
- ・ リサイクルが可能であること。
- ・ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ・ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

(3) 環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入すること。

- ・ 組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること。
- ・ 資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること。
- ・ 環境情報を積極的に公開していること。



(4) 製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

### 3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

### 4. 調達品目等

魚沼市において重点的に調達を進める環境物品等（以下「調達品目」という。）の判断の基準は、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等により定められるものとする。

### 5. グリーン購入の推進

#### (1) 推進体制

調達方針に従い、魚沼市全庁体制で取り組み、課長会議等でグリーン購入の周知・徹底を図る。また、可能な限り市民・事業者に対しても積極的な普及・啓発に努める。

#### (2) 基本方針・調達方針の見直し

グリーン購入に係る社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

## 魚沼市グリーン購入調達方針（平成18年4月1日策定）

「魚沼市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

### I. 調達方針

消耗品費で対応が可能な「紙類」「文具類」「制服・作業服」「作業手袋」については、可能な限りグリーン購入該当商品を購入するように努める。また、全ての調達品目及び判断基準等については、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等に準じるものとする。

### II. 重点調達品目

#### ○紙類

調 達 品 目	
各種用紙	コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター、ジアゾ感光紙
印刷用紙	印刷用紙（カラーを含む）
衛生用紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー

○文具類

調 達 品 目	
筆記用具	シャープペンシル、シャープペンシル替芯（容器）、ボールペン、マーキングペン、鉛筆
印章・スタンプ台	スタンプ台、朱肉、印章セット、ゴム印（含回転）
絵画用品等	絵筆、絵の具、墨汁
ファイル・バインダー類	ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース
ノート・紙製品	事務用紙（紙製、含窓開）、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、パンチラベル、付箋紙
一般事務用品	定規、トレイ、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、修正テープ、修正液、のり（液、固形、テープ）、クラフトテープ、粘着テープ（布・両面）、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉、バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー、ダストブロワー、レターケース、メディアケース（CD等）、マウスパッド、OAフィルター、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、ディスクマット、OHPフィルム
その他	付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレイザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用、衣服取付型）

○制服・作業服

調 達 品 目
制服・作業服等

○作業手袋

調 達 品 目
作業手袋等

## エコドライブ10か条

(チームマイナス6%のホームページから引用)

1. ふんわりアクセル「e スタート」
  - ・・・5秒かけて時速20kmを目安にやさしい発進を心がけましょう。
2. 加減速の少ない運転
  - ・・・車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
3. 早めのアクセルオフ
  - ・・・エンジンプレーキを効果的に使いましょう。
4. エアコンの使用を控えめに
  - ・・・冷暖房を利かせ過ぎないようにしましょう。
5. アイドリングストップ
  - ・・・無用なアイドリングをやめましょう。
6. 暖機運転は適切に
  - ・・・エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。
7. 道路交通情報の活用
  - ・・・出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。
8. タイヤの空気圧をこまめにチェック
  - ・・・タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしましょう。
9. 不要な荷物は積まずに走行
  - ・・・不要な荷物を積まないようにしましょう。
10. 駐車場所に注意
  - ・・・渋滞をまねくことから、違法駐車はやめましょう。

## 魚沼市 ごみの分別区分（7種 11分別）

” できることから始め、継続、拡大していきましょう”						
	区分	出し方	回収方法	主なごみ	注意事項	
1	燃やせるごみ	指定袋 (自己搬入は指定袋に入れなくても可)	市収集 自家搬入	生ごみ ゴム製品 草、葉 リサイクルできない紙類 プラスチック製品	「燃やせるごみ」に缶、ビンなど燃やせないごみを入れない。 生ごみは水分を良く切ってから出す。 ふとんやシーツなどは大型ごみで出す。	
2	燃やせないごみ 1辺が15cm未満	指定袋 (自己搬入は指定袋に入れなくても可)	市収集 自家搬入	アルミ缶 スチール缶 ガラスビン 食器(リサイクルできない物)	「燃やせないごみ」に針金、コード、ナベ、フライパンなど大型ごみを入れない。 缶などは中身を抜いて出す。 スプレー缶は中身を出して、ガスを抜いて穴を開けてから出す。	
3	容器包装プラスチック類	ペットボトル	指定袋	市収集 自家搬入	 マークのついたペットボトル	キャップは必ずはずす。 中身を出して、汚れを落としてから出す。 ラベルは取らなくても可。
4		白トレイ	指定袋	市収集 自家搬入	白トレイ	汚れを落としてから出す。 色つきのトレイ、発泡スチロールは「白トレイ」に入れない。
5		その他のプラスチック容器類	指定袋	市収集 自家搬入	 マークのついたコンビニ等の弁当の容器 ペットボトルのふた レジ袋 発砲スチロール 色つきトレイ	汚れを落としてから出す。 左記の「リサイクルマーク」がついていないプラスチック容器は「燃やせるごみ」で出す。
6	古紙類	段ボール・米袋	紐束ね	市収集 自家搬入	段ボール 米袋	テープや止め金具はついたままでも可。 紙箱や厚紙は「その他の紙類」で出す。
7		新聞紙	紐束ね	市収集 自家搬入	新聞紙 折り込みチラシ	新聞紙と折り込みチラシは一緒に束ねても可。 新聞袋、紙袋に入れて出さない。
8		その他紙類	紐束ね	市収集 自家搬入	飲料用パック 紙箱 紙袋 包装紙 裁断された紙 名刺 封筒 教科書 ノート コピー用紙など	ホチキス針は取らなくても可。 汚れている紙、感熱紙、ノーカーボン紙、防水加工紙などは「燃やせるごみ」に出す。 窓開き封筒やティッシュ箱取り出し口のビニールは取らなくても可。
9	大型ごみ	指定袋 処理券 (自己搬入は指定袋、処理券は必要なし)	市収集 自家搬入	直径15cmを超える燃やせないごみ 針金 コード なべ やかん フライパン タンス ベッド たたみ	廃家電(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、洗濯乾燥機、エアコン)はエコプラント魚沼で処理できませんので家電取扱店又はリサイクル処理代行業者へお問い合わせください。	
10	古着	紐束ね	自家搬入 (指定日のみ)	Tシャツ Yシャツ 下着 セーター スポン スカート コート 皮ジャン シーツ 毛布 カバン 他	濡れていたりカビの生えている物は回収できません。 多少のキズ、シミ、ボタン取れの物は回収しますが、明らかにリサイクルできないような物は回収できません。	
11	食器	段ボール詰め	自家搬入 (指定日のみ)	皿 碗 どんぶり 湯飲み コップ グラス 急須 とっくり 杯 絵柄のついたプラスチック製の食器	割れ、欠け、ひびが入っている食器、自作の食器、ナベ、フライパンなどの調理器具、絵柄のない無地のプラスチック製の食器 スプーン フォーク 箸 包丁などは回収できません。	
	処理困難物	—	回収 できません	廃家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) 消火器 耐火金庫 ピアノ 自動車 バイク タイヤ 建築廃材 パソコンなど	エコプラント魚沼で処理できない物は、購入先、取扱店等に処理を依頼してください。 パソコンは各メーカーが回収しますので、メーカーにお問い合わせください。	